

「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量」の一部改正に係る  
パブリックコメントの結果

平成 2 4 年 3 月 2 7 日  
環境省地球環境局地球温暖化対策課  
経済産業省産業技術環境局環境経済室  
資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課

平成 2 4 年 2 月 2 7 日付けで「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量」の一部改正に対する意見募集を行った結果、以下のとおり御意見を頂きました。その御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので、公表致します。

1. 意見募集の実施方法

- ( 1 ) 募集期間：平成 2 4 年 2 月 2 7 日から平成 2 4 年 3 月 2 7 日まで
- ( 2 ) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、環境省及び経済産業省のホームページへの掲載により周知を図り、郵送、FAX、電子メールにより意見を募集した。

2. 提出件数

e - G o v :	0 件
電子メール :	1 件
F A X :	0 件
計 :	1 件

3. 提出された意見の概要及び意見に対する考え方  
別紙のとおり。

4. お問い合わせ先

資源エネルギー庁 新エネルギー対策課  
電話 0 3 - 3 5 8 0 - 3 0 2 3

「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量」の一部改正に係る意見の概要

番号	意見内容	件数	考え方
1	算定・報告・公表制度への適用については、平成24年度報告(平成23年度の排出量実績)からの活用が可能となるようにしていただきたい。	1	今回改正される告示は平成24年4月1日より施行することとしています。したがって、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された二酸化炭素の量は、平成24年度報告(平成23年度の排出量実績)から国内認証排出削減量として活用することが可能となる予定です。
2	グリーン熱証書についても、早期に算定・報告・公表制度に活用できるようにしていただきたい。	1	ご提案につきましてはグリーン熱証書の発行実績等を勘案しつつ検討してまいります。
3	本パブリックコメントの対象外の意見があった。 ・グリーンエネルギー証書の費用について、現在、税務上寄付金扱いとなっているが、損金算入が可能となるよう、検討をお願いしたい。	1	今後の施策展開において、いただいた御意見を参考にさせていただきます。